

田川市 中小企業融資制度

経営基盤の確立を促進し
中小企業振興を図るため
市内中小企業の事業に必要な資金を
融資する制度です



令和7年4月1日以降融資決定分から



- ① 金融機関の窓口で
申込みができるようになりました！
- ② 利子補給制度を創設しました！

■融資の種類

| 区分 | 事業資金 | 小口零細事業資金 |
|------|-------------------------------------|--------------|
| 用途 | 事業に必要な資金 例) 材料仕入、給料、借換、機械購入、支店開店 | 運転資金、設備資金 |
| 融資額 | 2,000万円以内 | |
| 融資期間 | 10年以内(2年間据置可能) | |
| 利率 | 年1.4% | |
| 担保 | 必要に応じて徴求 | 原則不要 |
| 保証人 | 原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要 | |
| 保証料 | 年0.45%~1.63% | 年0.50%~1.93% |

※保証人について

一定の対象要件を充足すれば、保証料の上乗せ負担等により、経営者保証の解除を選択できます。

| (参考) 対象要件と 保証料率の上乗せ率 | | 直近決算期の 債務超過 | |
|-------------------------------|-------------|----------------|-------|
| | | 該当なし | 該当あり |
| 直近2期の 決算期における 減価償却前経常利益 | 連続赤字 でない | 0.25% | 0.45% |
| | 連続赤字 である | 0.45% | 対象外 |

※保証料率について

有担保保証または会計参与設置会社の場合は、それぞれ0.10%の割引があります。



■ 申込資格

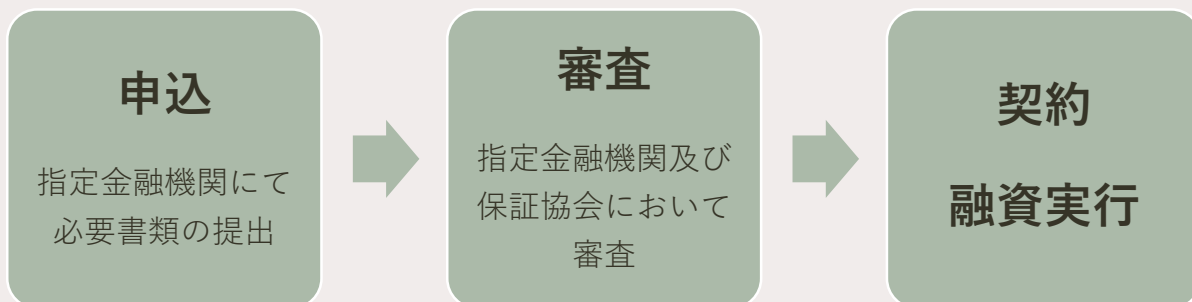
- ① 市内で事業を営んでいる中小企業者及び組合
 - ※ 新規創業のための資金借入れは対象外
 - ※ 業歴がない場合でも、客観的に事業を行っていることが明らかであれば、融資の対象となりますが、次のような確認を行うことがあります。

資金用途の確認、帳簿の確認、現地確認
自己資金等の確認できる書類（預金通帳の写し等）の確認
その他（必要に応じ）

- ② 市税を滞納していない
- ③ 福岡県信用保証対象業種である
- ④ 営業許可、登録等を必要とする事業の場合、その許認可を受けている
- ⑤ 銀行取引停止処分を受けていない
- ⑥ 福岡県信用保証協会の保証付借入に対し滞納、またはその保証人となっていない
- ⑦ 福岡県信用保証協会の求償権を行使されていない
- ⑧ その他、融資の申込み要件に該当する
- ⑨ 小口零細企業資金については、上記①から⑧の要件に加えて常時使用する従業員が20人（商業、サービス業は5人）以下の個人・会社等中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者である



■ 申込手続



■ 申込方法

指定金融機関に以下の書類を提出してください。

- ① 福岡県信用保証協会保証申込書
記入の上、所定の書類を添付してください。
- ② 滞納のない証明書（市民課で発行 300円）
- ③ その他、市長が必要と認める書類



■ 指定金融機関

福岡銀行（伊田支店、後藤寺支店）
西日本シティ銀行（田川支店、東田川支店）
福岡中央銀行（田川支店）
田川信用金庫（本店、西支店）

■ 利子補給について

田川市中小企業融資制度において支払った利子の一部を田川市が補助します。

(1) 補助対象

以下の全ての条件に当てはまる方

- ・ 令和7年4月1日以降に融資が実行され、返済をしている
- ・ 延滞をしていない
- ・ 市税の滞納をしていない
- ・ 交付申請、交付決定、補給金請求時において、市内に事業所を有する

(2) 交付額

支払った利子の金額の0.1パーセント相当額

(3) 対象期間

令和7年4月1日以降で第1回目の利子を支払った日から1年間

(4) 申請方法

申請期間中に所定の様式を記入の上、必要書類を添えて、田川市役所3階産業振興課にご提出ください

▶ 詳しくはチラシをご覧ください